

利用規約重要事項説明書

1. レンタカー車両は下記保険制度に加入済みです。ただし保険の上限を超えた部分、保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故、警察の事故証明が取得できない場合はお客様の負担になります。
保険適用の為 契約運転者の他運転の可能性のある副運転者（3名まで可）を貸渡契約時に登録して下さい。

	保険補償内容	免 責 額
対人賠償保険	無 制 限	10万円（税別）までお客様負担
対物賠償保険	無 制 限	10万円（税別）までお客様負担
人身傷害保険	3000万円	10万円（税別）までお客様負担
車 両 補 償	修理代金時価	自走して店舗に返却された場合 10万円（税別）までお客様負担 上記以外の場合 10万円（税別）までお客様負担+レッカーでの移動料金

2. 事故免責補償制度（CDW）に貸渡時に加入していただくと初回1度目の事故に限り免責額のお支払いが免除されます。全損事故又は自走不能な場合はその時点で契約は終了します。返金は対応いたしかねます。
レッカー料金については免除されませんのでご注意ください。
1 契約でご契約者1名と副運転者3名（貸渡時に登録した方のみ）の計4名まで加入できます。
※注意 走行中の携帯電話等の注視による前方不注意やわき見運転における追突事故の場合は事故免責補償制度（CDW）が適用外になり追突損害金として一律5万円（税別）をお支払い頂きます。
3. 他のレンタカー店でよくある休業休車制度（NOC）での請求はいたしません。
4. 30km以上の速度超過、重過失、法令違反、酒気帯び運転、貸渡規約違反による事故の場合は自動車保険が利用できなくなる他事故免責補償制度（CDW）が適用できなくなり、車両の全額弁償（時価）を頂きかつ営業補償及び過失損害金として20万円（税別）をお支払い頂きます。
5. 駐車違反は返却までに必ず違反金を納付してから返却して下さい。
納付されずに返却された場合は駐車違反違約金を返却時にお支払い頂きます。
6. 走行距離は1日当たり300km、1週間で1500km、14日～1か月3000kmまでの制限があります。
超えた場合は1kmあたり10円（税別）で返却時に精算いたします。
7. 燃料は満タンにして返却して下さい。返却時に給油の領収書を提示下さい。満タン返却をなされなかった場合は当店既定の割高精算方法で料金を算出いたします。燃料メーターの指針がFull～3/4は1500円、3/4～半分は2500円、半分～1/4は3500円、1/4以下は5000円にて精算します。
8. 延長は期限までにご連絡をして頂き承認を受けて下さい。延長ができない場合もあります。
9. 車両の事由、お客様の過失に関わらず代車のご用意、お届け、交通費、宿泊費、代車レンタカー費用など一切の補償は御座いませんのでご了承ください。
10. 必ずレンタカー貸渡約款およびレンタカー利用規約をご確認ください。